

## 国分寺市教育委員会議事録 - 第 12— 1 号

会議の種類 第2回国分寺市教育委員会臨時会  
会議の日時 令和7年11月6日(木) 午後1時30分  
会議の場所 国分寺市役所 2階 会議室201

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

教育長 古屋 真 宏  
教育長職務代理者 大 木 桃 代  
委 員 辻 亜希子

#### (説明員)

教育部長 日 高 久 善  
教育総務課長 廣 瀬 喜 朗  
学務課長 村 上 航  
学校指導課長 馬 場 一 平  
学校教育担当課長 關 友 矩  
指導主事 渡 辺 大 輔  
指導主事 稲 村 望  
指導主事 柴 田 慈  
社会教育課長 豊 田 泰 之

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長

依 田 亮 一  
史跡整備担当課長 諸 橋 広 光  
公民館課長兼本多公民館長 大日向 輝 美  
図書館課長兼本多図書館長 有 賀 真由美

#### (事務局)

書 記 保 谷 裕 子  
書 記 人 見 杏 平  
書 記 山 口 徹

傍聴人 0人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午後1時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番辻委員、3番大木教育長職務代理者を指名した。

## 〔教育長等の報告〕

なし

## 〔議事〕

### 1 議案第48号 教員の服務事故の処分について<教育長提出>

**教育長** 議案第48号「教員の服務事故の処分について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する案件のため、秘密会で審議を行いたいと思います。

国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会の開催には出席委員の3分の2以上の議決を要しますので、皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。

**全委員** 異議なし。

**教育長** 全員賛成をもって秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退室をお願いします。

—秘密会—（午後1時33分～午後1時36分）

### 2 議案第49号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

**教育総務課長** 現時点で、第4回定例市議会に提案を予定している教育委員会の補正予算案については、債務負担行為が2課6件、歳入が2課2件、歳出が4課7件です。従前どおり、債務負担行為及び歳入については、当課が取りまとめて説明し、歳出については各担当課より説明します。質疑については、各担当課がお答えします。

債務負担行為の補正予算案の総括表を御覧ください。

教育総務課所管の案件について、項番1及び項番2については、市立第二小学校の第4期の大規模改造工事の実施に伴う債務負担行為の設定で、次年度に実施予定の当該工事を児童の夏休み期間を中心に円滑、計画的に実施する必要があるため、工事請負契約及び同工事の監理委託業務契約の各締結並びに同工事及び同委託業務の実施期間を含め、今年度から令和8年度までの債務負担行為を設定したいというものです。限度額は、工事請負費が7,339万2,000円、委託料が508万8,000円です。

項番3から項番5については、市立第一、第三及び第八小学校の各大規模改造工事の実施に係る事前の設計委託事業の実施のための債務負担行為設定で、当該設計委託事業の履行時期を一定程度早めることで、令和9年度に実施を予定する本設計内容に基づく各校の大規模改造工事を、計画的かつ確実に実施するため、これらの各実施設計委託業務契約の締結及び当該委託業務の実施期間を含め、今年度から令和8年度までの債務負担行為を設定したいというものです。限度額は、市立第一及び第三小学校は834万4,000円ずつ、第

八小学校は 840 万円です。

次に、社会教育課所管の項番 1 です。国分寺市ひかりプラザ内の教育センターの施設維持管理を、次年度当初から指定管理者に委託する予定で、今年度中に事業者と協定書を締結する必要があることから、今年度から令和 9 年度までの債務負担行為を設定したいというものです。限度額は 1 億 6,623 万 5,000 円です。

続いて、歳入の補正予算案の総括表を御覧ください。

教育総務課所管の項番 1、都支出金の教育費都補助金の小中学校施設整備費補助金については、過日、交付決定のあった東京都の公立学校施設防災機能強化支援事業補助金で、今年度実施した市立第九小学校の大型工事に係る事業に充当するものとして、補助金 870 万 2,000 円の増額計上を新たに行うものです。

次に学校指導課所管の項番 1、都支出金の教育費都補助金の教育指導費補助金 446 万 4,000 円の増額については、市立第一小学校のほか、計 6 校の小学校特別支援教育のサポート教室に係る人件費及び旅費に充当する補助金で、補助率は 3 分の 2 です。

続いて、歳出の補正予算案総括表を御覧ください。

教育総務課の項番 1 から項番 4 までは、いずれも最低賃金の改定に伴う国分寺市シルバー人材センターへの業務委託料の増額補正で、項番 1 及び項番 3 は、小・中学校各校の校舎の管理業務委託料の増として、小学校分が 105 万円、中学校分が 54 万円の、項番 2 及び項番 4 は、小中学校各校のトイレ清掃等の業務委託料の増として、小学校分が 42 万 9,000 円、中学校分が 21 万 7,000 円の増額補正を行うものです。

**学務課長** 項番 1、学校保健衛生費（中学校の給食に要する経費）については、来年度から中学校給食の提供方式を変更することに伴い、各学級に配膳台を準備する必要があることから 1,536 万 7,000 円の増額補正を行うものです。

**社会教育課長** 項番 1、ひかりプラザ管理費（ひかりプラザの維持管理に要する経費）です。こちらは国分寺市シルバー人材センターの業務委託に関して、東京都最低賃金の改定に伴い、単価の改定を予定していることから、ひかりプラザの施設維持管理における委託料不足額 11 万 3,000 円について、増額補正を行うものです。

**ふるさと文化財課長** 項番 1、社会教育費、文化財保護費（文化財展示施設に要する経費）です。こちらも、同様に最低賃金改定に伴うシルバー人材センターの委託単価の改定による増額補正です。内容は、おたかの道湧水園及び園内にある武蔵国分寺跡資料館の施設維持管理並び清掃等に係る委託料で、15 万 2,000 円の増額補正を行うものです。

（意見・質疑の要旨）

**辻委員** 教育総務課の債務負担行為で伺います。第一及び第三小学校と第八小学校は同じ実施設計委託事業ですが、834 万 4,000 円と 840 万円という違いには理由がありますか。

**教育総務課長** 学校施設については公共施設マネジメント課にサポートしてもらいながら積み上げている金額で、その合計がこのようにそれぞれ異なると伺っています。

**辻委員** 学校の規模や設計内容による違いではないという理解でよろしいですか。

**教育総務課長** そうしたところも含めて総合的にそれぞれ単価を積み上げ、この程度の範囲で納まるだろうと、それぞれ限度額を出してお示ししています。

**教育長** 第一小学校と第三小学校が偶然同額になったと言ったほうがいいのでしょうか。

**辻委員** そういうことですね。

**教育長** 三つそれぞれの委託事業ですので、別々に積み上げたところ、第一小学校と第三

小学校が同額だったと理解いただければと思います。

**大木教育長職務代理人** 学校指導課にお伺いします。歳入で、都補助金として、特に特別支援学級、サポート教室の件費の皆増が決まったということですが、この増で件費は十分足りて、しっかりとそれぞれの生徒に指導ができる状況と考えてよろしいですか。

**学校指導課長** この金額で6校にしっかりと配分できる状況です。サポート教室は小学校6校にありますが、そのほかの小学校4校には既に令和6、7年度に別の補助金が出ています。また、中学校5校にも別の補助金が出ています。ただ、中学校は令和6年度で補助金が終了しており、今年度は市の持出しという形で、既にサポート教室の支援員に使用されています。

**大木教育長職務代理人** 承知しました。件費の問題で、それぞれの児童・生徒に対する指導が十分行き届かないことがあってはならないと思いますので、引き続き、様々な補助金や市内の費用を用いて、十分な指導ができるように御尽力いただければと思います。

もう一つ、学務課にお伺いします。歳出で配膳台5校80台の皆増ということについて全く異論はありません。逆にこの台数だけで足りるのでしょうか。提供方式が変更となりますと、そのほかに何か準備するものが生じるのではないかと思い、お伺いします。

**学務課長** 今回の委託の考え方として、基本的に給食の実施に必要なものについては、事業者に準備していただくという組立てで行っています。その中で、市として準備しなければならないものとして配膳台の購入資金を計上しました。

**大木教育長職務代理人** それであれば安心しました。今回提供いただくものにホッチのプリントもしていただけるなどと伺いましたので、市からそのほかの何らかの備品などが必要になるかと思い、心配しました。配膳台80台さえ用意してあればいつ開始しても大丈夫という見込みと考えてよいですか。

**学務課長** 来年3月に各学校で配膳の実施訓練を行いたく、今回補正で計上しています。そのため、年内に全ての配膳台を調達しなければなりません。準備、訓練さえしっかり行えれば、4月から提供できる形になると考えています。

**辻委員** 予算とは関係ありませんが、配膳台の話が出たのでお伺いします。今までなかった配膳台が常に教室のそばに置かれる状態になると思います。小学校は既に日常のものとして定着し、しっかりと管理されていると思いますが、ますます教室が狭くなったり、廊下が通りにくくなったりしないか少し心配です。そのあたりはいかがですか。

**学務課長** 各学校の事情も異なると考え、配膳台を置く際の寸法等をお送りしています。そうした中で、もちろん学校生活等に支障が出ないように置き場所を考え、学校と細かく調整していきたいと考えています。

**辻委員** タブレットの充電設備など、これまでなかったものが教室に持ち込まれる状況が何年も続いています。中学生は体も大きいため、狭くなることで不便やけががあってはならないと思い、伺いました。

**教育長** 様々な工夫が必要な面もあると思います。中学校はこれから35人学級になる分、少し広く使える部分もあると考えています。3月に訓練を行うという話もありましたので、シミュレーションをしながら実施に向けて取り組んでいきたいと思っています。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

**教育長** 続いて、議案第 50 号「国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について」、議案第 51 号「国分寺市立教育センター条例施行規則及び国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第 52 号「国分寺市立教育センターの指定管理者の指定について」の三つの議案は関連するものであることから一括議題とし、説明及び質疑の後、個別に採決をする流れでよろしいでしょうか。

**全員** 異議なし。

### **3 議案第 50 号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

国分寺市立教育センターの管理運営に関する業務を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正することを教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

### **4 議案第 51 号 国分寺市立教育センター条例施行規則及び国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

国分寺市立教育センターに指定管理者制度を導入するに当たり、規定の整備を行うため、必要がある。

### **5 議案第 52 号 国分寺市立教育センターの指定管理者の指定について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

国分寺市立教育センターの指定管理者候補者を決定するとともに、指定管理者の指定について教育委員会で決定し、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

**社会教育課長** 議案第 50 号、国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について説明します。

資料 3 ページ、新旧対照表等を御覧ください。まず、現行の第 7 条に、第 17 条という規定を追加します。指定管理者が行う教育センターの管理は新幹線資料館も含まれますが、第 7 条において、「新幹線資料館を除く」という条文を限定するための規定を改正しています。

次に、現行条例の第 17 条を第 18 条とし、第 17 条に新たに指定管理者による管理の規定を追加します。第 1 項には、施設に係る使用承認、使用料の収納、維持管理などの業務を指定管理が行うことについて規定しています。第 2 項は、現条例にある教育委員会と規定している部分を「指定管理者」と読み替える旨の規定です。

附則 1 に施行期日を指定管理が始まる令和 8 年 4 月 1 日と定め、附則 2 に経過措置を規定しています。

続いて、議案第 51 号、国分寺市立教育センター条例施行規則及び国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について説明します。

今回、指定管理者制度を導入するに当たり、両規則に記載されている「教育委員会」と規定している部分を「指定管理者」と読み替える規定を追加するものです。また、教育センター条例の施行規則第 7 条第 2 項に一部誤字があり、併せて改正します。

次に、議案第 52 号、国分寺市立教育センターの指定管理者の指定について説明します。

指定管理者候補者については、令和 7 年 10 月 21 日に指定管理者候補者選定委員会が開催され、資料にある評価集計表のとおり、株式会社 J T B コミュニケーションデザインが選定されています。これを受け、教育委員会において、当該事業者を指定管理者候補者として決定するとともに、指定管理者の指定については市議会の議決が必要になるため、指定管理者の指定をすることを教育委員会の意見として、市長に述べたいというものです。

今回の提案までの経過について説明します。市立教育センターは、平成 6 年に公の施設として設置されてから 30 年以上が経過しています。今年、同センター内に配置されていた教育委員会事務局が新庁舎へ移転したことに伴い、今後の教育センターの施設維持管理についても見直しを検討する必要性がありました。管理者が現場で適宜対応できる体制の構築とともに、同施設内にある新幹線資料館といった市のシンボルとして魅力ある施設の活用など、民間のノウハウを活用し、施設の適正管理に加え、施設の質そのものの向上も狙うべく指定管理者制度を活用した対応を検討し、公募に向けた手続を進めてまいりました。8 月 14 日に募集を開始して 2 社から応募があり、10 月 1 日に指定管理者候補者選定委員会による第 1 次審査、同月 21 日の第 2 次審査を経て、応募者が選定されています。

お配りしている資料に関して説明します。

1 枚目、評価集計表です。選定委員会の 1 次、2 次審査とも、合計得点のうち最高得点と最低得点を除いた合計得点を委員数で割った平均値が総合得点となっており、2 次審査のプレゼンテーションを含めて資料のと通りの順位となっています。

続いて、協定書案です。本市の指定管理者制度の運用指針に基づくひな型の協定書をベースとした内容で作成しています。本施設に係る部分について説明します。

5 ページ、前文の 1 行目、「●●●」と記載されておりますが、候補者として決定しましたら、こちらに「株式会社 J T B コミュニケーションデザイン」と記載します。

6 ページ、第 7 条の指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間としています。

第 8 条の本業務の範囲には、指定管理者について、教育センターの設備の使用承認、使用料の納入、物品の維持管理、軽微な修繕、鍵管理を含めた施設の日常管理、新幹線資料館、鉄道展示室の管理・運営、また、施設内に配置される各関係団体との連携業務に関することなどを定めています。

12 ページ、第 32 条に指定管理費の支払いを規定しています。こちらも「●●●」とありますが、指定管理者候補者が決まりましたら、その候補者からの提案金額が入ります。

口頭で大変申し訳ありませんが、令和 8 年度は 8,356 万 9,000 円、令和 9 年度は 8,266 万 6,000 円、総計で 1 億 6,623 万 5,000 円を 2 年間の指定管理料として支払うものです。

13 ページ、第 34 条に使用料の取扱いを定めています。施設の使用料収入については、徴収事務を委託し、使用料を教育委員会へ納める形です。使用料の額は、現行の教育センター条例施行規則に定める額と同額です。なお、本事業は利用料金制をとっていません。

17 ページ、第 52 条に新幹線資料館と鉄道展示室の管理を定めています。貸出しを中心とする施設運営の中で本市の魅力を高める鉄道を機軸とした大事な資源を生かし、管理や展示等を行っていただく旨を規定しています。

第 53 条には自主事業の実施を規定し、業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の費用負担の中で自主事業を実施することを認めるとしています。

また、本協定書に基づき、各業務の細目について定めている仕様書も添付しています。

5月の教育委員会定例会でも指定管理者の方針に関して説明しましたが、今回の指定管理への移行により、従来の利用方法は変わりません。また、教育相談室など、専門性、プライバシーに関わる部分は引き続き直営ですので、利用者が安心して相談できる環境は維持されます。あくまで、施設管理が主であることを改めてお伝えしたいと思います。

今回の指定管理は公の施設である教育センターが指定の対象ですが、御存知のとおり、ひかりプラザは複合施設で、男女平等推進センターやひかりスポーツセンターなどの公の施設、また、行政財産使用許可を受けて活動している喫茶こだまや国際協会など、様々な団体も同居しています。これらの施設運営等に係る必要な事案については、連携強化を図っていくことを協定書に含んでいますので、指定管理をする部分しか関わらないというわけではなく、その辺りはしっかりと連携をした分、協力を求めたいと思っています。

スケジュールですが、今回の候補者決定とともに、当該事業者と仮協定書を締結します。その後、市議会に指定の議案を上程して、議決を経て本協定を締結し、4月からの移行に向けて具体的な引継ぎ等の調整を行っていく予定です。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理人** 単に施設を管理するだけでなく、施設の質を高めることも念頭に置いて業者を選択されたことは、非常にありがたい観点だと思いました。民間のノウハウなども生かした上で、今持っている施設をさらに魅力的なものとして、本市の魅力を対外的にアピールできるように御尽力いただけるのではないかと思います。

改めて現在の利用者に対して大きな変更がなく、負担をおかけすることもなく、非常に繊細な利用の状況に関しては、プライバシーもお守りいただけることを確認できたので、このような形で指定管理者を指定していただけたことは、とてもよかったと思っています。

一つ教えていただきたいのは、予約システムに関して、少し前まで教育センターやひかりプラザだけでなく市の様々な施設について、担当課によって、このシステムではここは予約できて別のところはできないということがありましたが、現在の予約システムの状況はどうなっていますか。

**社会教育課長** 各公共施設で共通した公共予約システムを使用して運用しています。指定管理者に移行した場合も、そのシステムを使用して同じように施設予約を管理すると協定書に定めておりますので、ひかりプラザだけ独自に何かというものではありません。

**大木教育長職務代理人** 予約システムがしっかりと一括管理され、今回も変更がないということで安心しました。市民がより便利に使用できるように、今後も教育委員会として見守っていただければと思います。

**辻委員** 先ほど、施設内の関係団体、喫茶こだまや国際協会との連携を図っていくことが業務に含まれ、協定書に書かれているということでしたが、それは第8条第1項第8号に規定されているということでしょうか。

**社会教育課長** 協定書では第8条の第8号に、「本施設内の関係団体等との連携業務に関すること。」が業務の範囲と指定していますので、こうした範囲の中で、教育センターにとどまらず、他の施設の部分とも連携をとるように見込んでいただければと思います。

**辻委員** 連絡協議会のような組織体を持つのではなく、日常的に密に連絡を取り合い、関係団体の業務の支障にもならないように協力をいただけるということでしょうか。そのためにぜひとも、引き受けていただく予定の株式会社JTBコミュニケーション

デザインに担当窓口を設けていただくなどして、連携が密にとれるようにしていただけたらと思いました。

**社会教育課長** 特に組織体といったものは想定していません。個々に様々な、諸課題も含めて、若しくはこういったことをしたいという中で、協力できるかどうかも含めながらの話し合いになると思います。

ただ、これまで直営だったものが今回新しい民間企業が入る形になりますので、既存の様々な団体が安心できるように事業者側から歩み寄ることもあるかと思ひますし、我々もそのような働きかけをしていきたいと思ひますので、その辺りの齟齬がないように対応していければと思ひます。

**教育長** それでは、一つずつお諮りいたします。議案第 50 号、国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

**教育長** 議案第 51 号、国分寺市立教育センター条例施行規則及び国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

**教育長** 続いて、議案第 52 号、国分寺市立教育センターの指定管理者の指定について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

**〔協議〕**

なし

**〔報告〕**

なし

**〔その他〕**

なし

**〔閉会〕**

午後 2 時 09 分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員      2 番   辻   亜希子

3 番   大木   桃代

調製職員                      廣瀬   喜朗